

第75号議案

府中市狭あい道路の拡幅に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の向上を図るとともに安全で快適な災害に強いまちづくりを実現するため、条例を制定するものであります。

府中市狭あい道路の拡幅に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の向上を図るとともに安全で快適な災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により指定された際、現に存する幅員4メートル未満の道その他幅員4メートル未満の道で一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 建築主 狭あい道路に接する敷地に法第2条第1号に規定する建築物(第7号において「建築物」という。)を建築しようとする者をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間(当該狭あい道路が法第42条第2項ただし書の規定に該当する場合は、崖地等の当該狭あい道路の側の境界線とその境界線から当該狭あい道路の側に水平距離4メートルの線との間)にあるものをいう。
- (4) 隅切り用地 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条の規定により建築制限を受ける部分の土地のうち、狭あい道路に接するもの及び規則で定めるものをいう。
- (5) 土地所有者等 後退用地又は隅切り用地について、所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者をいう。
- (6) 市民等 市民、建築主及び土地所有者等をいう。
- (7) 支障物件 土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの並びに建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。)をいう。

(8) 拡幅整備 後退用地及び隅切り用地のうち規則で定めるもの（以下「後退用地等」という。）を、規則で定めるところにより、避難上及び通行上支障のない道路形態に整備することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、狭あい道路の拡幅に関する施策について周知を図るとともに、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、市が実施する狭あい道路の拡幅に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事前協議）

第5条 建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と拡幅整備に関する協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。この場合において、建築主が後退用地等の所有権を有していないときは、当該建築主は、当該後退用地等の所有者とともに、事前協議を行わなければならない。

- (1) 法第6条第1項及び第6条の2第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請
- (2) 法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知

2 事前協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 後退用地等の範囲に関すること。
- (2) 後退用地等の権原に関すること。
- (3) 後退用地等の整備に関すること。
- (4) 後退用地等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 事前協議を行った者は、事前協議の整った後に後退用地等の権利を移転しようとするときは、当該移転により権利を取得する相手方に対し、事前協議により生ずる責務を承継させなければならない。

（任意の協議）

第6条 前条第1項の規定による場合のほか、市長は、特に必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、規則で定めるところにより、拡幅整備について協議を申し入れることができる。

2 土地所有者等は、市長に対し、拡幅整備について協議を申し入れることができる。

3 前2項の協議は、前条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。
(拡幅整備工事)

第7条 市長は、事前協議又は前条の協議が整った場合は、寄附又は無償供用の承諾（以下「寄附等」という。）があった後退用地等について、府中市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年3月府中市条例第12号）、府中市道路の構造の技術的基準を定める規則（平成25年3月府中市規則第13号）その他の関係法令に定める基準に適合させるための拡幅整備に係る工事（以下「拡幅整備工事」という。）を実施する。

2 拡幅整備工事を実施した後退用地等については、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定する道路その他の市が管理する道路とし、市が維持管理を行うものとする。

(助成金等)

第8条 市長は、拡幅整備工事を行った場合において、後退用地等について寄附等を行った者が当該後退用地等の内にある規則で定める物件の除却又は移設を行ったときは、当該者に対し、当該除却又は移設に要した費用について、規則で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、後退用地等について寄附を行った者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項の助成金又は前項の奨励金（以下「助成金等」という。）と同種の助成を受けることができる者に対し、助成金等の全部又は一部を交付しないことができる。

(拡幅整備費及び助成金等の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により寄附等を行った者又は助成金等を

受けた者があるときは、当該寄附等に係る後退用地等の拡幅整備に要した費用に相当する額若しくは助成金等の金額の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

(支障物件の設置の禁止)

第10条 建築主及び土地所有者等は、事前協議又は第6条の協議が整った後退用地等(法第42条第2項の規定により指定された道に係るものに限る。)に支障物件を設置してはならない。

(勧告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、是正のために必要な範囲で、勧告することができる。

- (1) 事前協議を行わず、又は正当な理由なくこれを遅延させた建築主
- (2) 事前協議又は第6条の協議が整った場合において、正当な理由なく合意により定めた行為を行わず、又はこれを遅延させたと認められる建築主又は土地所有者等
- (3) 前条の規定に違反して支障物件を設置した者

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告に正当な理由なく従わない建築主又は土地所有者等に対し、特に必要であると認めるときは、意見を述べる機会を与えた上で、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに勧告の内容を公表することができる。

(適用除外)

第13条 第7条及び第8条の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人が行う建築計画
- (2) 府中市地域まちづくり条例(平成15年9月府中市条例第18号)第17条第1項に規定する行為を行うもの

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定は、令和4年5月1日以後に行われる同項各号に掲げる行為について適用する。